

2026 年 10 月 1 日

求職活動等におけるハラスメント防止の取組みについて

豊田信用金庫
理事長 大橋 宏

当金庫では、各種ハラスメント行為を禁止する方針を定め、人権を尊重、重視した行動の厳守を全職員に対して周知・徹底しています。

採用活動においても、求職者等の皆さまが安心して面談・選考等に臨むことができるよう、下記のとおりルールを定めるとともに「求職活動等におけるハラスメントに関する相談窓口」を設置し、求職者等におけるハラスメントの防止に努めています。

記

1. 当金庫における求職活動等に関するルール

《面談時間》

- ・原則として日中（当金庫営業時間内）に実施することとしています。

《面談場所》

- ・①当金庫施設（会議室・応接室・打合せコーナー等）、②合同企業説明会等の採用イベント会場（主催者が指定または管理する面談場所等）、③求職者所属の学校施設、④WEB会議システムのいずれかにおいて実施することとしています。

《連絡手段》

- ・求職者活動等に関する連絡は、採用専用メール、業務用外線電話・携帯電話、業務用PCメールアドレス、業務用FAX等により行います。また、職員個人のプライベートなSNS等による直接のやり取りは禁止しています。

《実施体制》

- ・応接室など閉じられた空間で面談をおこなう際には、必ず複数人で実施します。
- ・ハラスメントおよび差別に繋がるような本人の適性・能力に関係のない事項に関する質問は、一切いたしません。
- ・採用活動においてSNSを用いる場合は、その種類を事前に求職者等に対し通知いたします。
- ・職員個人が私的なお酒の席に誘うことはいたしません。

2. 当金庫における求職者等に対するハラスメント相談窓口

当金庫では、求職者の皆さまが当金庫職員からハラスメントと思われる行為を受けた場合の相談・苦情を受け付ける窓口を設置しています。

万が一、当金庫の職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、迅速かつ適切に対応いたします。なお、ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応するとともに、再発防止に向けて適切な措置を講ずることとします。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどにより、不利益な取り扱いを行ったり、採用選考の判断に影響を及ぼしたりすることはありませんので、安心してご相談ください。

【相談窓口】

①豊田信用金庫 人事部

0565-36-1378（受付時間：平日 9 時～17 時）

MAIL：jinji-soudan@toyoshin.co.jp

②豊田信用金庫 リスク統括部法務室

0565-36-1384（受付時間：平日 9 時～17 時）

MAIL：risk@toyoshin.co.jp

③外部相談窓口

・松山法律事務所 松山 剛久弁護士（メール相談のみ）

MAIL：matsuyama-law@cronos.ocn.ne.jp

以 上